

公立中学校に制服は必要か

—多様性を認める服装指導へ—

京都教育大学大学院 連合教職実践研究科
教職実践専攻 生徒指導力高度化コース
206036 毛利 真悠子

公立中学校に制服は必要か —多様性を認める服装指導へ—

毛利真悠子

生徒指導力高度化コース

要約：本研究では、公立中学校における服装指導の在り方を検討する。公立中学校の制服は、繊維産業の推進と、経済的負担の軽減、服装の規律を保つという目的で導入された。着こなしや靴下の色指定などのきまりは、学校の荒れを抑えるために服装指導が厳しくされたものが現在まで引き継がれている。一方で、制服のない公立中学校もいくつか存在する。インタビュー調査では、自由服でも子どもたちは問題なく学校生活を送っていることが分かった。現在、制服が採用され始めた時代とは変わり、安価で機能的な既製服が流通しており、制服が必ずしも経済的とは言えない。制服は「多様性の尊重」とは相反するものであり、制服が苦痛で不登校となった事例もある。すべての子どもを受け入れる公立中学校において、制服着用を義務づける校則は廃止することを提案する。

キーワード：校則、制服、多様性

1. 問題と目的

現在、多くの中学校に制服が制定されており、着こなしについての規定を守るよう指導されている。しかし、装いや生き方、学び方などの価値観は時代とともに移りゆくものであり、また、一人ひとりに焦点を当てて見れば、どの時代も人によって考え方や嗜好は様々である。近年、多様性を尊重しようとする動きが広がっており、現代の価値観に合わせた制服へのモデルチェンジや校則の見直しが報道されるなどして、議論が盛んに行われている。筆者自身も、実習校で勤務した際、制服の着こなしについての指導には違和感を覚えた。服装への指導で頻繁に用いられる「学校にふさわしい服装」とは、大人の主観で決められてよいのだろうか。これまで当たり前に行われてきた指導が、子どもたちやこれからの社会にとって本当に必要なのかを、今一度問い直す必要がある。

本論文の目的は、公の義務教育機関である公立中学校における服装指導のあるべき姿を明らかにすることである。研究方法としては、学校に制服が導入された経緯と現在までに起きている議論を先行研究から検討し、現場での実際や今後への考えについては聞き取り調査を行った。

また、本論文における用語の定義は以下のとおりとする。

校則：制服そのものや着こなしの規定、靴下、靴、肌着の色指定、頭髮規定を含む。

制服：公立中学校では校則に「標準服」と明記する学校が多いが、実質、生徒はその着用を拒否できない。そのため、ここではあえて「制服」と記す。

2. 学校制服のはじまりと現状

2-1. 学校制服の成立史

2-1-1. 明治から昭和初期の制服

日本で初めて学生用の制服を定めたのは 1879（明治 12）年、私学の学習院である。学習院の男子生徒は将来的に軍人将校になることを期待されたため、西洋式の体操や馬術のための機能性や秩序維持が求められ、制服採用に至ったのである。その後 1886 年には、帝国大学でも制服を導入した。こちらは「国家のエリートとしての自覚が生まれる」効果をねらったと難波（2016）は分析している¹。また同年、第一高等中学校（前身は東京大学予備門）でも制帽が制定され、これらが男子学生の模範となり、各地の私立学校や旧制高等学校、旧制中学校へと制服文化が広まっていった。女学生は、1897（明治 30）年頃にスカート状の袴が制服として定着していたが、1919 年頃、東京の女学校で洋装制服が採用され始めた。大正から昭和にかけてのこの時代は、職業婦人を中心に洋装化が進んだこと、1923 年の関東大震災で和服の非活動性が指摘されたことで洋服を着用する女性が増加し、女学生の制服も洋装のスタイルが広がった。

ここまで述べてきた男女の制服は、旧制の中等教育以上の教育段階におけるものである。義務教育は尋常小学校のみであり、旧制中学校などに進学できるのは基本的に授業料を自己負担できる階層の人々であった。制服を着ること自体が「進学することができる」というステータスを表すため、各学校が独自に制服のデザインを定めて各家庭の負担であつらえさせるという仕組みも受け入れられたのである。

2-1-2. 戦後の制服—公立中学校の制服のはじまり

第二次世界大戦から戦後数年間は、物資の困窮により一時的に制服が着用されない時期があったが、その後制服は復活して全国的に広がった。その背景には、政府による産業政策が大きく影響している。戦後の日本にとって産業を立て直して経済成長を図ることは急務であったため、内需を拡大するために「学生服は国産の合成繊維を使いましょう」という標語で推奨するなどして合成繊維産業を育成した。戦後の高等学校の多くは旧制中学を再編して発足したため、

それまでに定着していた、学生らしく・憧れの・エリート感のある詰襟やセーラー服の制服が採用され、戦前の制服と同じように受け入れられたと考えられる。

一方で、新制中学校は戦後新たに設立された学校がほとんどであること、また、義務教育の公立学校であることから、制服が採用されるまでには様々な議論があったようである。それでも 1950 年代半ば以降、制服を採用する中学校は増えてき、1967 年頃にはほとんどの学校で制定されていた。家庭の経済状況によらずすべての子どもが通う公立中学校において、家庭の負担で衣服を購入・着用させるためには、相応の理由が必要とされる。馬場（2009）は、人々が大量生産の既製服でおしゃれをするようになったこの時期、中学校に制服を導入することで家庭の「経済的負担の軽減」ができ、学校は制服着用のルールを周知するだけで「服装の規律を保つ」ことができる、という理由で制服が導入されたと分析している²。

2-1-3. 制服の役割の変化—制服で生徒指導

1970 年前後にはいくつかの高等学校で制服自由化運動が起こり、制服を廃止する学校も出てきた。現在まで自由服を維持している学校もあるが、反対に「生徒指導上都合が良い」として再度制服を採用し、着用に関する指導を厳しくするという流れも見られる。

また、1970～1980 年代は少年非行や学校の「荒れ」が目立ち、変形学生服が登場した時期と重なる。学校は生徒を逸脱させないように、制服の着こなしを厳しく指導・チェックをするようになった。坂本（1992）によると、この時期すでに公立学校で靴や靴下、下着の色を定める生徒心得が存在した³。これらが踏襲され、現在でも多くの学校で着こなしのルールが規定されている。

しかし、それと同じ時期に、久世（1984）が保護者の立場から、制服の強制は「自由の侵害」とであると主張している⁴。校則が厳しくなったのと同時に、それに対する批判の声も強くなっていたのである。

2-2. 校則の位置付けと校則裁判

校則は、法令による規定はなく、学校が校長の権限で独自に定めているものである。文部科学省は生徒指導提要で、「児童生徒が心身の発達の過程にあることや、学校が集団生活の場であることなどから、学校には一定のきまりが必要であり、また社会規範の遵守について適切な指導を行うことは極めて重要なことであり、校則は教育的意義を有している⁵」と述べている。同書で「校則の例」として挙げられている事柄の中には「服装、髪型に関するもの」も当然含

まれており、公立学校で服装等の規定を定めることに特に制限はないことが分かる。

これまでに、1983 年の「丸刈り校則事件」をはじめ頭髪や服装などの校則に関する裁判が複数行われてきたが、学校は「教育目的を達成するために必要かつ合理的範囲内において校則を制定し、児童生徒の行動などに一定の制限を課することができる⁶」として、裁判所は校則の制定、運用を否定していない。学校と生徒との間には特別権力関係が生じる、または、学校は特殊な部分社会であるという解釈ができるからだ。しかし、それと同時に「本件（丸刈りの）校則の合理性については疑いを差し挟む余地のあることは否定できない⁷」、「本件校則はその教育上の効果については多分に疑問の余地があるというべきである⁸」とも指摘している。校則裁判において、司法はいずれの請求も「子どもは具体的な不利益を被っていない」として棄却しているが、それと同時に校則に疑問も呈している。「丸刈り校則」こそ現在では見られなくなったものの、すべての校則が本当に教育上必要なものであるのか、裁判所が具体的な明言をしないのであれば、学校運営の主体である校長や教職員が中心となって考えていかなければならないのではないか。

2－3．校則及び制服の近年の動き

2017 年、大阪の公立高校の元生徒が、繰り返し頭髪を黒く染めるよう強要され、授業等への出席を禁じられるなどしたことから不登校となり、精神的苦痛を受けたとして学校を訴えた。これは「黒染め裁判」などと報道されて話題となり、『『ブラック校則をなくそう！』プロジェクト』が立ち上がるきっかけともなった。同プロジェクトは「ブラック校則」を「一般社会から見れば明らかにおかしい校則や生徒心得、学校独自ルールなどの総称」と定義し、文部科学大臣宛に「校則問題に関する要望書」や 6 万人を超える署名を提出した。

このような世論の影響もあり、文部科学省は 2021 年 6 月、「校則の見直し等に関する取組事例」として、いくつかの都道府県教育委員会や公立学校が校則の見直しを行っている旨を連絡するとともに、一部の校則が「必要かつ合理的な範囲を逸脱しているのではないか」という指摘があることについても言及した⁹。新聞やテレビ番組でも校則見直しに取り組む学校について頻繁に報道されており、校則見直しの動きは広がっている。

2－4．校則見直しは適切か

校則を様々な方法で見直した結果、どのような変化があったのか。

関西の A 市立中学校では、2021 年に校則の文章にある「男・女」表現を削除し、ほとんど

の学校で女子用スラックスが選択できるようになっている。多様な性自認についての理解が深まり、それが A 市立中学校の校則改訂へと繋がったのである。性別二元論から脱却し、A 市として例外なく「男・女」表現を削除したことは良い変化であった。

ただし、そのほかの自治体で報道されている事例は、「靴下の色は白」であったところを「灰色も可」とするよう働きかけたこと¹⁰や、頭髮規定の「ツブブロック禁止」を改定し、新たな基準に沿っていればツブブロックも可としたこと¹¹、という程度である。生徒主体で校則について考え、禁止事項を減らすというプロセスは意義のあるものだが、その結果は、相も変わらず、小学校や大学、一般社会では気に留めない「靴下の色」や「頭髮基準」に固執している。内田（2021）はこのようなマイナーチェンジしか実現していない校則見直しについて「あまりにコストパフォーマンスの悪い取り組み」「絶望としか言いようがない」と批判している¹²。

制服はあったほうが楽であるし、校則があったほうが判断しやすい。しかし見方によれば、規則はそれに適合しないものを排除するようにも感じられる。公立中学校は、どんな子どもも受け入れて教育する場所なのだから、そのような考え方はそぐわないのではないか。校則見直しは、すべての子どものためのものでなければ意味がない。

3. 校則及び制服についての聞き取り調査

3-1. 制服メーカーへの調査

制服を販売する立場からは、制服の現状や今後をどう見ているのか。大手制服メーカーとして知られている株式会社トンボに、制服業者としてどのように捉えているのかを訊ねた。（質問と回答は筆者が加筆・訂正・抜粋）

Q1. 制服は今後、どのように変化するとお考えでしょうか。 → 詰襟（学ラン）、セーラー服からブレザースタイルを採用する学校が増えています。この動きは、世の中の LGBTQ の考え方の浸透によって、更に加速することが予測されます。
--

日本で最初に採用された学校制服である詰襟及びセーラー服というスタイルは、男女でデザインが大きく異なり、服装に性差が見えやすい。トンボ学生服は、性別に違和感がある生徒などのニーズに対応するため、「ブレザーにスラックス」の男女共通デザインや、「ブレザーにスラックスまたはスカート、キュロット、リボンかネクタイを自由に選択」という幅広い選択肢を持つジェンダーレス制服を提案している。このように学校や生徒のニーズに合わせて幅広くアレンジしやすいため、制服のモデルチェンジ等を行う際はブレザーが選ばれやすいようである。

Q2. 今後の課題、例えば制服が無くなることへの危惧などがありますか。 → 「制服が無くなることへの危惧」については、下記のような制服のメリットを皆さんに再認識してい
--

ただきながら、学校制服が生徒の学校生活をサポートする教材の1つとして、今後も企画&製造していけるように、取り組んでいきたいと考えております。

【制服のメリット】①愛校心や連帯感の身近なシンボルとなりやすい②仲間意識が芽生える③学ぶスイッチをオンにし、プライベートとの意識の切り替えを行ってくれる④耐久性が高く、成長設計仕様等もあり、長期間着用でき、環境にやさしい⑤校外でのトラブルに巻き込まれるリスクの減少⑥貧富の差やデザインの趣向等でいじめへの発展を軽減する⑦服装の悩みを減らし時間の有効活用

ここに挙げられた「制服のメリット」はもったもである。しかし、ここで述べられているのは「制服」という服装カテゴリのみであり、各学校で様々な、細かく指導されている校則については言及されていない。特に、公立中学校という、すべての子どもを受け入れる学校の校則について考えてみれば、さらに議論の余地があるのではないか。

3-2. 制服の無い公立中学校の事例

制服を定めず、学校生活の服装を「自由服」としている公立中学校2校について校長へのインタビュー及び資料による調査を行った。インタビューでは、校長の立場から見た、自由服で学校生活を送る生徒の実態について話を聞いた。公立中学校におけるこれからの服装指導を考えるための例としてこれらを検討する。

3-2-1. 京都府下 公立A中学校の事例

A中学校（以下「A中」という）は自由服であるが、校則で「服装や身だしなみ」について、以下のような明記がある¹³。

- ① 自由服でも、中学生らしい清潔な服装をするとともに、派手にならないように気をつけましょう。髪飾りなども派手にならないようにしましょう。／ピアス・ネックレス等のアクセサリーはいけません。／化粧をしてはいけません。／肌を必要以上に露出するような服装はいけません。／シャツのボタンをだらしく外したり裾を出したり、ズボンを下げたり。靴のかかとを踏んだりしないようにしましょう。
- ② 頭髪は、染色・脱色・パーマなどはいけません。
- ③ 靴は、運動に適した運動靴を履きましょう。
- ④ 登下校に使用した、コート・マフラー・手袋・帽子などは、校舎内では外しましょう。

生徒の実態は「学校の中で教師が注意しないといけない服装は、ほぼ無い。」、華美になる心配についても「ならないですね。そのときの生徒の様子もあると思うけど。」と、特に問題が無いということだった。また、教師としての目線としては「まず、教師側が、気持ちが楽ですね。やっぱり制服は『着こなし』が入ってくるでしょ。シャツを出すな、スカートの丈がどうか。そういう指導が一切いらないので。」というメリットを述べ、デメリットは「校外活動での一体感は無いので。いわゆる所属意識がどうなのかなと。ただ、子どもたちはそこまで感じていないので、これはあくまで制服を知っている人間と、それを経験したことがない子どもたちという違いで。」という程度であった。

3-2-2. 大阪府下 公立 B 中学校の事例

B 中学校（以下「B 中」という）では、1996 年より校則を廃止し、それに代わる「生徒憲章」の制定と自由服登校が始まった。生徒憲章は以下のとおり¹⁴で、服装や頭髮に関する記述は一切ない。

- ① 「自立」一人ひとりみんなが、自分で考え、判断し、行動しよう。
- ② 「自由」一人ひとりみんなが、自由という権利を求めるには、社会に対する責任があることを自覚しよう。
- ③ 「自治」一人ひとりみんなが、仲間として認めあう、よりよい B 中を創りあげよう。
- ④ 「人権」一人ひとりみんなが、人権を尊重し、差別やいじめのない B 中にしよう。
- ⑤ 「学校生活」一人ひとりみんなが、学校の主人公として、共に学び、共に生き、共に育つ B 中にしよう。
[学習] 学習を大切にしよう。[環境] 環境を大切にしよう。
[時間] 時間を大切にしよう。[マナー] TPO を考えよう。
- ⑥ 「地域生活」一人ひとりみんなが、B 中の生徒であるとともに、地域・校区の市民であることを自覚しよう。

B 中では、「2007 年くらいは酷かったと聞いていますね。指導じゃないんやろうけど、華美になっていって競い合うような、授業にふさわしくない服装とか。」という時期もあったが、「ここ数年では（華美になって指導が大変になることは）無い。」そうだ。自由服のメリットについては A 中学校と同じく「細かいことを注意しなくていいこと。ある面で多様性のある学校だから、帰国子女の子も多いし、そういう面で、良い意味で自由なのがメリット。」と述べていた。B 中には、A 中のような規定もないため「常識は人によって違うというところの難しさはあるかなと思う。だから、他校から異動されてきた先生は、やはり『基準が分からない』ということをよくおっしゃる」ということがある。それについて、「加減を過ぎたら、本当にそれは正しいのかという問いを、生徒憲章にのっとして考えさせないといけない」、「生徒憲章は、生徒会でずっと考えていこうというので、自分らで考えていきますというもの。」として、生徒が自ら責任を持って考えていくということが B 中で大切にされていることが分かった。また、自由服とこれからの社会については「自由だから難しい。みんなが自由になったら、その中で新たな価値観とか、何かに所属するというということへの妥協なのか犠牲なのか、それを含めて自由とは何なのかを考えていくべき時代にあるのかもしれない。選択肢をたくさん与えられたときに、思考停止しないことが大切なんじゃないかな。」と語っていた。

4. 制服の問題点についての考察

第 3 章で述べたように、現在と繋がる公立中学校における制服の始まりは、1950～60 年代に制定されたものである。背景には経済政策としての繊維産業の育成ということもあったが、主に「経済的負担の軽減」と「服装の規律を保つ」という目的が学校や保護者から理解され、制服の導入に至ったと考えられる。1980 年代に校内暴力や学校の荒れが問題となり、校則で厳し

く取り締まる学校が増え、それが現在にも引き継がれている。現在、公立中学校の制服導入時から 50 年以上経ち、産業や消費の在り方は大きく変わっている。また、ハラスメント対策が一般社会に浸透するなどして人権意識は高まっており、多様性の尊重やインクルーシブといった考えも広がっている。現代の、冷静な視点で、制服や校則について考え直したい。

4－1．制服は経済的か

2017 年の調査では、公立中学校の制服（冬服一式）の平均販売価格は、詰襟で 3 万 3 千円、セーラー服で 3 万 2 千円であり、過去 10 年間で比較すると上昇傾向にある¹⁵。実際には、これに加えて夏服購入費用も必要となる。3 年間毎日着るものと考ええると、これを経済的であると捉えるかそうでないかを判断するのは個人の価値観によるところがある。しかし、年度初めに 3 万円を超える出費というのは、家庭にとって負担が少ないとはいえない。筆者が行ったインタビュー調査でも、A 中学校校長が制服の経済的負担について「やっぱりしんどいご家庭は、（制服を）買えないので、リサイクルを求めて来はる。休日参観でリサイクルを並べといたら、もうあっという間に無くなっていく。それを何とか（リサイクル品の数を多く）してもらえないかという声も。そっちのほうがりんどいね。」と、問題点を語っていた。また、衣服は生活必需品である。個人の尊厳を保てる程度の衣服を持つことについて、学校はできる範囲で配慮すべきだが、本来は福祉の責任で保障しなければならない分野とも考えられる。

制服の経済性について取り組んだ例としては、アパレルメーカー「ユニクロ」の製品を「準制服」として採用した公立中学校がある¹⁶。この学校では式典など特別な日は従来の制服を、それ以外の日は指定されたユニクロ製品（ポロシャツ、ワイシャツ、セーター、スラックス）も自由に組み合わせて着用することができる。手頃な価格や品質の良さが決め手となったようだ。新たな制服の在り方として示唆に富んだ事例である。

4－2．「服装の規律を保つ」ということ

多くの学校で、制服とともに、その着こなしに関する校則が定められており、それに従うよう指導することで服装が一様に整えられ、「服装そのもの」の規律を保っている。校則の例として、京都府下の公立 C 中学校の服装のきまりの一部を以下に示す¹⁷。

ズボンは腰よりずらして着崩したりせず、ベルトをしめ腰の位置で着用する。／スカートは裾が膝の位置に来るように着用する。／カッターシャツの下に着用する T シャツなどの肌着は白色とする。但し、ワンポイントはよい。／カーディガン、ソックスは、黒・紺・茶・グレー・白色の無地とする。但し、ワンポイントはよい。／パーマ・染色・脱色・整髪料は禁止とする。／髪型は、学習に支障のないようにする。
--

このようなきまりを定めている以上、教師はそれが守られているかどうかチェックし、守っ

ていない生徒を発見すれば正すよう指導しなければならない。

筆者がこれまでに聞いた教員の経験談では、たしかに、行動の逸脱と服装の逸脱には、相関関係があることが多いと捉えられるようだ。しかし、それが因果関係であるかはもう少し慎重に観るべきであるし、これまでに「細かな規定を守らせる指導で非行や荒れが収まる」という仮説を裏付けるような検証はされていない。たとえ服装の見た目を揃えることができたとしても、それが生徒の個性や主張を否定することに繋がり、心が離れてしまえば、学校教育の意義が無くなってしまう。

4-3. ダイバーシティかつインクルージョン¹⁸

制服が「困り」となる生徒もいる。例えば、身体的性別と性自認が一致しない性同一性障害の生徒は、身体的性別に即した制服の着用によって苦痛を感じる場合が多い。「女子生徒として扱われること、制服のスカート着用に耐えられず、高校一年生の秋から高校に通えなくなりました」という例もある（この生徒はその後男子の制服を着て、男子生徒として登校できるようになった）¹⁹。また、中塚（2017）は「周囲にカミングアウトして男子用の制服を着て登校した生徒もいますが、必ずしも多くはありません。そこまで自信を持つことができない場合は、女子用の制服を我慢して着ていたり、指導されながらもジャージで登校したりということになります。それが耐えられなくなると不登校となってしまいます²⁰」と述べている。

文部科学省は 2015 年、性同一性障害に係る児童生徒について「自認する性別の制服・衣服や、体操着の着用を認める」等の対応をするよう通知した²¹。おそらく、公立学校は現在どの学校でも性自認に即した制服を選択できるのであろう。しかし、そこにはやはり「特別な対応」として相談や協議が必要となる。更衣室やトイレ等について本人の意思を確認しながら「対応」することは必要だが、せめて服装くらいは「普通でない」ような思いをせずに過ごさせてあげられないだろうか。

また、性同一性障害に限らず、「ボーイッシュな服装を好む女の子」「男性の服を着たい女の子」「かわいらしい服装を好む男の子」「女性の服を着たい男の子」というように、服装嗜好は人によって様々である。女性は女性らしい格好、男性は男性らしい格好をするものだと、して、「女子用」「男子用」など限られた選択肢の制服に当てはめるのはあまりにも強引である。

さらに、帰国子女や海外にルーツを持つ生徒など、多様な文化的背景を尊重しながら共生していくことも求められている。文化や宗教上の理由で、日本の学校の服装のきまりに従うことが難しい生徒もいるだろう。制服自体が日本の文化として好まれている部分もあるかもしれな

いが、「装飾品禁止」のように制限の多い校則は、異なる文化を排除するようにも感じられる。インクルーシブ＝包括的な社会や教育が求められる中で、校則がそれを妨げてはならない。

4－4．学校教育でどんな子どもを育てたいのか

中学校教育で、どんな子どもを育てたいのか。規則に従順で、皆と同じであることにこだわる生徒でよいのだろうか。これからの社会を生きるために必要なのは、「常識を疑って新たな価値を創造する力」ではないだろうか。そうだとすれば、校則を守らせる指導ではなく、TPOに応じて何が適しているのか、何がより魅力的であるのかを考え、子どもたちが自ら選択できるような指導のほうに適している。

5．結論—これからの服装指導

子どもの人権はもとより、マイノリティの生きづらさを無くし、多様な価値観を尊重しようという時代である。制服による秩序維持、という論理はもはや通用しない。制服は、あれば便利である。しかし、無くても学校生活を送ることができるのであれば、制服を買うことに経済的な負担を感じたり、制服を着ることが苦痛であるという生徒に配慮し、制服着用を義務づける校則や指導を無くしてしまえばよいのである。そうすれば、制服が好みに合わないとか、教師が制服への指導で疲弊するといったことから解放される。もしも「服装の違いで生徒の人間関係に悪影響が及ぶ」と懸念するのならば、そのとき教師がすべきことは「規制」ではなく「学級経営の改善」である。

公立中学校において、制服や、着こなしに関する規定は不要である。しかし、それと同時に、中学生は教育され、守られる存在でもある。生徒が自ら選択した服装が「他者にどのような印象を与えるか」を自覚できるように、社会の目、大人の目として生徒と共に服装を考え対話していくということが、これからの服装指導のあるべき姿だ。ただし、様々な意見がある中で、すぐに校則を変えることは難しいだろう。まずは制服と私服の自由選択制を導入するのも、第一歩として始めやすい手段ではないだろうか。

引用文献

¹難波知子（2016）『近代日本学校制服図録』創元社。

²馬場まみ（2009）「戦後日本における学校制服の普及過程とその役割」『日本家政学会誌』Vol.60

No.8 pp.715-722。

³坂本秀夫（1992）『こんな校則 あんな拘束』朝日新聞社。

⁴久世礼子（1984）『中学生になぜ制服か』三一書房。

⁵文部科学省（2010）『生徒指導提要』教育図書。

⁶裁判所 裁判例集一校則一部無効確認等請求，服装規定無効確認等請求事件（2021 年 12 月 1 日閲覧） https://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_ip/909/035909_hanrei.pdf 。

⁷ 同上。

⁸ 同上。

⁹ 文部科学省 校則の見直し等に関する取組事例（2021 年 12 月 1 日閲覧）
https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/seitoshidou/1414737_00004.htm 。

¹⁰南日本新聞 373news.com（2021 年 12 月 1 日閲覧）
<https://373news.com/news/storyid/146465/> 。

¹¹ 『朝日新聞夕刊』 2021 年 12 月 2 日。

¹² 内田良ほか編（2021）『校則改革—理不尽な生徒指導に苦しむ教師たちの挑戦』東洋館出版社。

¹³ 京都府下 A 中学校（2020）「生徒手帳」。

¹⁴ 大阪府下 B 中「創造」委員会（2000）「創造—生徒憲章 そして学校改革へ—」。

¹⁵公立中学校における制服の取引実態に関する調査報告書（2021 年 12 月 1 日閲覧）
https://www.jftc.go.jp/houdou/pressrelease/h29/nov/171129_files/171129_4houkokusho.pdf。

¹⁶ ユニクロ 学校制服導入事例 鳥羽市立鳥羽東中学校・長岡中学校（2021 年 12 月 1 日閲覧）
<https://www.uniqlo.com/jp/ja/contents/feature/schooluniform-tobaeast/> 。

¹⁷京都府下 C 中学校（2021）『生徒ハンドブック』。

¹⁸ 片山紀子ほか（2021）『日米比較を通して考えるこれからの生徒指導—なぜ日本の教師は生徒指導で疲弊してしまうのか』学事出版。

¹⁹薬師実芳（2017）「多様な性をもつ子どもの現状と教育現場で求められる対応について」『教育と LGBTI をつなぐ—学校・大学の現場から考える』青弓社 pp.120-143。

²⁰中塚幹也（2017）『封じ込められた子ども、その心を聴く—性同一性障害の生徒に向き合う』ふくろう出版 pp.182-183。

²¹文部科学省 性同一性障害に係る児童生徒に対するきめ細かな対応の実施等について（2021 年 12 月 1 日閲覧） https://www.mext.go.jp/b_menu/houdou/27/04/1357468.htm 。

参考文献

解説教育六法編修委員会（2021）『解説教育六法』三省堂。

小林哲夫（2020）『学校制服とは何か―その歴史と思想』朝日新聞出版。

小池由美子（2020）「生徒指導と校則―教育行政の生徒指導政策の変遷に関する考察―」『上田女子短期大学紀要』第43号 pp.51-64。

西野明樹（2018）『子どもの性同一性障害に向き合う―成長を見守り支えるための本』日東書院本社。

荻上チキ、内田良ほか（2018）『ブラック校則―理不尽な苦しみの現実』東洋館出版社。

西郷孝彦（2019）『校則なくした中学校―たったひとつの校長ルール』小学館。

坂本秀夫（1986）『「校則」の研究』三一書房。

佐藤秀夫（1976）「学校における制服の成立史―教育慣行の歴史的研究として―」『日本の教育史学』19巻 pp.4-24。

佐藤秀夫（2000）『新訂 教育の歴史』pp.126-146。

高木直（1995）「制服問題を衣生活教育へ」『家庭科教育』69(5) pp.11-16。

内田康弘（2018）「制服の『あたりまえ』を問いなおす」『ブラック校則―理不尽な苦しみの現実』東洋館出版社 pp.142-160。

「ブラック校則をなくそう！」プロジェクト（2021年12月1日閲覧）

<http://black-kousoku.org>。

株式会社トンボ 経営理念（2021年12月1日閲覧）

<https://www.tombow.gr.jp/corporate/rinen.html>。

厚生労働省 「職場におけるハラスメントの防止のために」（2021年12月1日閲覧）

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyoukintou/seisaku06/index.html。

NHK クローズアップ現代+「その校則、必要ですか？ 密着！改革の最前線」（2021年9月9日閲覧）<https://www.nhk.or.jp/gendai/articles/4581/index.html?1630891742>。

裁判所 裁判例集―平成29(ワ)8834 損害賠償請求事件（2021年12月1日閲覧）

https://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/065/090065_hanrei.pdf。

山口颯一インタビュー（2021年12月1日閲覧）

<https://www.tombow.gr.jp/school/original/genderless/img/interview.pdf>。